

地域型保育事業との連携支援事業

概要（説明）

地域型保育事業との連携として、3歳児の受入や代替保育・保育内容支援を行う私立幼稚園・認定こども園・民間保育所・公設置民営保育所に対して、連携に必要な経費の一部を助成することにより積極的な連携関係構築を図ります。

発端（きっかけ）は何？

国は、地域型保育事業者に対し、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条において、①保育内容支援、②代替保育、③卒園児の受け皿の確保の3項目を認可要件として定めています。また、同基準附則第3条により、施行後15年間を経過措置期間とされていることから、令和11年度末までに連携施設を確保する必要があります。

寄せられたご意見

特にありません。

今後の予定は？

地域型保育事業所と周辺地域の認定こども園・民間保育所等のマッチング支援を行うことにより、令和11年度までに、すべての地域型保育事業所の連携施設の確保を推進します。

どこまで進んでいるのか？

3項目の認可要件を満たす地域型保育事業所は229施設中180施設（79%）

※令和7年4月1日時点

○これまでの経過

平成28年度に補助金事業として連携施設確保の支援を開始し、平成29年度からは更なる連携施設の確保を目的とした交付金事業を実施しています。